

陸について



障害者総合支援法に基づいて、
18歳以上で身体に障害のある人が
通所する就労支援型事業所です。
主に視覚障害者の方を対象としており、
障害によって社会生活の不便、
家庭への引きこもりとなってしまう現状を脱却し
「自分たちがCHALLENGE(挑戦)できる」
生活の実現を支援します。
生産活動を中心として、一人ひとりの利用者に対し、
それぞれの活動、暮らしにあった
個別のケアプランを作成し、
サービスの提供を行います。

Challenged

障害のある、課題に立ち向かう

「障害者は、それを乗り越える大きな力が
備わっている」という、
ポジティブな哲学を基に和訳されています。
私たちはこの哲学を根幹とし、
特定非営利活動法人を設立し、
豊橋市から新しい障害者の自立に向けた支援、
及び地域福祉の向上を
発信していきたいと考えています。

案内図



所在地

愛知県豊橋市岩屋町字岩屋西7番地4
TEL(0532)62-2523
FAX(0532)74-2523
E-Mail/tenohira2010@dream.so-net.jp
URL/https://tenohira2010.jimdofree.com/
施設長/大石 政和

就労継続支援施設

陸
「りく」

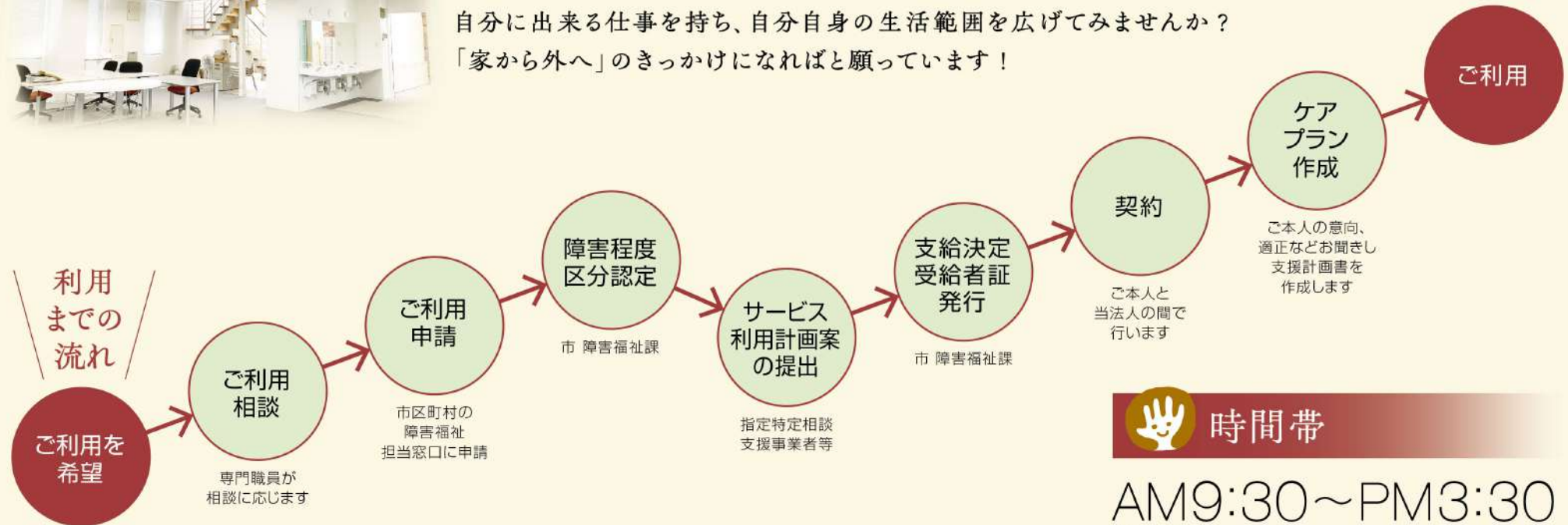


特定非営利活動法人
てのひら

視覚に障害のある人が地域の中で生き生きと暮らしている。



私たちNPO法人 就労継続支援施設 陸(りく)では、
皆様がより楽しく生活でき、共に考え、共に実現できる場所を提供します。
皆様の”やりたい・かなえたい・喜ぶたい”という気持ちが、明るい未来につながります。
自分に出来る仕事を持ち、自分自身の生活範囲を広げてみませんか？
「家から外へ」のきっかけになればと願っています！



時間帯

AM9:30～PM3:30

(休憩含む)

※送迎など相談に応じます。

※昼食用意いたします(ご持参も可能)



作業内容

- 点字入力
名刺・封筒等
 - 郵便物の封入
封緘・仕分け
 - 各種 受注製品
 - テープ起こし
 - 自主製品作成
- 各人にあつた仕事を提供します。

利用料

当法人をご利用される場合は、基本的に利用料の1割(日額計算)をご負担いただきます。ご負担額の上限は、受給者証に記載されています。なお、当法人で用意させていただいた昼食代金は実費負担となります。